

山口県立山口図書館電子図書館サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県立山口図書館（以下「図書館」という。）が提供する電子図書館サービス（以下「サービス」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(サービスの実施)

第2条 本サービスは、株式会社紀伊國屋書店が提供する電子図書館サービス「紀伊國屋書店学術電子図書館 Kinokuniya Digital Library (KinoDen)」(以下「KinoDen」という。)を利用して実施する。

(利用方法)

第3条 利用者は、インターネットを通じて図書館ウェブサイトの利用者ポータルにログインすることにより、サービスを利用できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サービスを利用者本人以外に使用させないこと。
- (2) 利用者に配信された電子書籍の使用は、KinoDen の利用規約及びサイトの記載事項、又は著作権法に定める範囲に限られ、それ以外の改変、複製、展示、上映、譲渡、貸与、公衆送信等を行なわないこと。
- 2 利用者は、前項に掲げる事項のほか、KinoDen の利用規約のうち、ユーザーに関する規定を遵守しなければならない。
- 3 利用者が、前2項の規定に違反し、損害が生じた場合は、当該利用者がその責を負うものとする。

(利用の停止)

第5条 図書館は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 不正な手続きによりサービスを利用したとき。
- (2) サービスに係る設備又はデータ等を損傷したとき。
- (3) 前条の(1)又は(2)に違反する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サービスの利用が適当でないと館長が認めるとき。

(免責)

第6条 サービスの利用に伴って利用者に生じた損害については、図書館は一切その責を負わない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。